

## 平戸産品販路開拓商社業務委託事業者募集要項

### 1 趣旨

本募集要項は、平戸市において実施される「平戸産品販路開拓商社構築事業」（以下「事業」という。）の委託業者を選定するための必要事項を定める。

### 2 目的

市内事業者の売上拡大につなげるとともに地域資源に磨きをかけ、平戸市の地域の物産資源を域内外に流通した収益により継続的に事業を行う組織を構築する。

### 3 定義

「地域商社」とは、市内事業者の新たな販路の開拓を支援し、当該事業者の収益を引き出す役割、市内の特産品の魅力を高める事業に取り組み地域のブランディングを担う事業者又は団体をいう。

### 4 委託業務内容

地域商社へ委託する業務（以下「業務」という。）は、次の①から⑦までの業務で地域商社の収益に資する業務とする。

#### ①新商品の開発

平戸市内の生産者が製造している商品と重複しない新商品を開発。自社加工製造に限らず、生産者との連携やOEMによる商品開発も可能とする。

#### ②ギフト商品の開発

地域商社が開発した新商品のギフト化や生産者と連携したオリジナルギフト商品を開発する。

#### ③地場産品の販路開拓

小売店、飲食店、直接消費者等へ地域商社が開発した新商品及び平戸産品の取引を獲得する。

#### ④物産展等での地場産品の販売

平戸市内外で開催される物産展等において、地域商社が開発した商品及び平戸産品を販売する。

#### ⑤平戸フェアの開催

平戸市外において、平戸産品の物産フェアの開催や平戸産品を活用した飲食店でのフェアを開催する。

#### ⑥平戸産品の紹介

取引を前提とした、バイヤー、料理人等への産地視察対応。

#### ⑦その他

その他、平戸市の物産振興に関する事業。

### 5 業務内容の実施エリア

業務を実施するエリアについては、国内、国外を問わない。ただし、国外については国内業務の実施に合わせて行うものとする。

## 6 応募資格

次に掲げる条件を全て満たす者であること。

- ①事業開始時において、平戸市内に本社又は本店、支社、支店を有する事業者又は団体。(以下「事業者等」という。)
- ②納付が義務付けられている都道府県民税、法人税、消費税及び地方消費税を完納していること。
- ③地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないものであること。
- ④会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ⑤暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者ではないこと。

## 7 対象経費(事業の実施に直接必要な経費)

### ■対象経費

区分	経費一例
人件費	事業者等の経常的な活動に要する人件費
賃金	商談会や催事等で臨時的に雇用したパート、アルバイト賃金
報償費	講師、バイヤー謝礼金
旅費	交通費及び宿泊費
需用費	消耗品(サンプル、テスト販売用商品購入費など) 印刷製本費(パンフレット、商品パッケージ印刷費など)
役務費	通信運搬費(送料、運搬料など) 広告料(SNS、雑誌等による宣伝など) 手数料(通販サイトエントリー手数料など)
委託料	外注費(ホームページ制作、新商品開発など)
使用料及び借上料	物産展等開催に必要な什器のリース料など
原材料費	商品の製造等に必要な原材料費など
負担金	展示会等出展負担金など

### ■対象外の経費

区分	経費一例
渉外費	会議等の茶菓子代、営業に関わる飲食代など
その他	用途を明確に証明することができない経費 社会通念上、適切でないと認められる経費

## 8 事業実施条件

地域商社の事業実施に際し、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。

- ①地域商社事業を主たる業務とする職員を配置すること。

- ②事業者等において本事業以外の事業を行っている場合は、商社事業に特化した事業部や部署等の地域設置を行うこと。
- ③事業委託終了後に自走して事業を継続すること。

## 9 委託契約期間

契約書に定める事業開始日～令和5年3月31日。

本事業は、令和5年度において、同一事業者と継続的に委託契約を締結する方針であるが、予算の成立状況により継続契約が確定しているものではない。

なお、事業計画書については、事業実施年度ごとに提出するものとする。

## 10 委託事業費

令和4年度 12,000千円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

なお、採択機関決定後の契約金額は、各支出項目等について検証・審査を行った上で決定するため、必ずしも事業申請書の金額と一致するものではない。

令和5年度については、12,000千円（消費税及び地方消費税を含む）を上限に事業計画を組み立てるものとするが、予算額を確定するものではない。

## 11 公募の内容に関する質問

質問については、電子メール又はファックス（様式任意）での質問も可能とし、回答については個別に行う。

## 12 提出書類等

- ①平戸産品販路開拓商社事業参加登録申込書（様式1）
- ②平戸産品販路開拓商社事業計画書（様式2）
- ③平戸産品販路開拓商社事業収支計画書（様式3）※令和4年度、令和5年度、令和6年度
- ④会社概要書（様式4）※会社案内、パンフレット、紹介資料があれば添付
- ⑤役員名簿、団体規約又は登記事項証明書
- ⑥法人にあつては、都道府県民税、事業税、消費税及び地方消費税を滞納していないことの証明書。個人にあつては、市税を滞納していないことの証明書。
- ⑦直近2年分の財務諸表 ※新たに設立する事業者等は提出不要

## 13 地域商社事業計画書の内容

- ①地域商社の考え方
- ②地域商社の組織、財務
- ③これまでの事業実績、経験
- ④連携できる又は連携を計画している企業、団体
- ⑤開発する商品・ギフトの計画とその理由
- ⑥既に開拓されている又はつながりのある小売店及び飲食店等
- ⑦事業開始当初に取り扱う商品とその理由
- ⑧将来的に取り扱う商品とその理由
- ⑨事業開始当初の市場とその選定理由

- ⑩将来の市場とその選定理由
- ⑪平戸市全体への波及効果
- ⑫市内事業者との取引規模（取引業者数等）
- ⑬業務内容ごとの売り上げ目標
- ⑭委託事業終了後の自走化に向けた収支計画
- ⑮効果を高めるための戦略

#### 14 企画提案書の提出・問い合わせ先及び提出部数

- ①提出場所 〒859-5192  
長崎県平戸市岩の上町 1508-3 平戸市商工物産課  
電 話：(直通) 0950-22-9141 F A X：0950-23-3399  
E-Mail:bussan@city.hirado.lg.jp
- ②提出方法 持参又は郵送の方法により提出
- ③提出部数 上記提出書類の正本1部、副本1部
- ④提出期限 令和4年6月20日(月)必着

#### 15 プレゼンテーションの実施

企画提案書についての説明を求めするため、必要に応じてプレゼンテーションを行う。

- ①開催日 令和4年6月下旬を予定（詳細については、別途通知）
- ②場 所 平戸市役所を予定（別途通知）  
※新型コロナウイルスの感染状況により、オンラインでのプレゼンテーションとする場合がある。
- ③実施方法 1者あたりの持ち時間は40分とし、うち30分間を発表、10分間を質疑応答とする。

#### 16 審査方法

- ①提出された事業計画書等について、外部有識者からなる平戸産品販路開拓商社業務委託事業者選定審査会において、書類審査及びプレゼンテーション審査による総合的判断によって1者を選定する。
- ②審査結果は各社に通知する。
- ③審査結果の異議申し立ては、一切受け付けない。

#### 17 失格

以下のいずれかに該当した場合は、参加者として失格とし、その旨を通知する。

- ①提出期限に遅れた場合。
- ②プレゼンテーションを欠席、又は指定した時間に遅刻した場合。
- ③応募資格を満たしていないと判断された場合。
- ④提出書類に虚偽等の記載があった場合。

## 18 審査の視点

委託事業者を決定するための評価基準は次のとおりとする。

評価項目		評価基準
事業の実 施体制	地域商社の考え方	地域商社の役割を理解し、平戸市が求める地域商社と合致しているか
	組織・財務	地域商社の運営に当たって妥当な実施体制となっているか
	これまでの事業実績、経験	地域商社の事業に活かせる知識やネットワークを有しているか
	連携できる又は連携を計画してい る企業、団体	商品販売又は地域商社の事業推進に連携する企業、団体はどこか
商品選定 と市場	開発する商品・ギフトの計画とそ の理由	平戸では未開発商品で売上が望める商品であるか
	既に開拓されている又はつながり のある小売店及び飲食店等	委託業務内容に効果が得られる取引が望めるか
	事業開始当初に取り扱う商品とそ の理由	事業開始時において取引を獲得できる商品を選定しているか
	将来的に取り扱う商品とその理由	将来的とする理由が妥当であり、将来性のある商品を選定しているか
	事業開始当初の市場とその選定理 由	商品販売力が十分に見込める市場を選択しているか
	将来の市場とその選定理由	将来性のある市場であり、どのように市場開拓していくのか
市への波 及効果	平戸市全体への波及効果	市全体の物産事業にどのような波及効果が得られるか
	市内事業者との取引規模（取引業 者数等）	特定の業者との取引など偏りがなく、広く平戸市内の生産者との取引とな ってるか
計画性	予算	予算額、業務の予算配分が妥当である提案がされているか
	業務ごとの売上目標	費用や販路との整合性がとれ、現実性のある目標であるか。
	委託事業終了後の自走化に向けた 収支計画	事業継続が可能な収益が十分見込める計画であるか
	効果を高めるための戦略	独創的なアイデアが組み込まれているか
目標達成	全体の組み立て	目的達成のため事業全体の組み立てがしっかりと考えられているか
	事業実施に必要な体制構築	事業実施に必要なスタッフの配置体制がとれているか
	平戸市との連携	平戸市や生産者とのつながりがあるか
合 計		

## 19 委託事業者決定までのスケジュール

- 令和4年4月15日（金） 提出書類・質問の受付開始
- 令和4年6月20日（月） 提出書類の提出締切
- 令和4年6月下旬 プレゼンテーション（別途、参加者に通知）
- 令和4年6月下旬 委託事業者決定

## 20 事業実績報告書

委託事業者は、事業が完了した日から 30 日を経過した日以内に別に定める実績報告書等を提出するものとする。

なお、委託事業契約終了後の 2 年間についても実績報告書を提出するものとする。

## 21 その他

- ①募集への参加、事業計画の提案に係る一切の費用は、応募者の負担とする。
- ②提出された書類は、応募者に返却しない。
- ③提出された書類の受領後の差し替え及び再提出は認めない。
- ④協議会及び平戸市は、提出された書類について、本募集以外の目的で、応募者に無断で使用しない。